

北海道防衛局（６）航空機騒音自動測定装置購入等業務

仕 様 書

北海道防衛局

仕様書

1 業務名

北海道防衛局（６）航空機騒音自動測定装置購入等業務

2 業務の目的

北海道防衛局（６）航空機騒音自動測定装置購入等業務（以下「本業務」という。）は、北海道防衛局（以下「発注者」という。）が千歳飛行場周辺に設置した航空機騒音自動測定装置（以下「自動測定装置」という。）３台の購入等を行い、航空機騒音自動測定装置監視システム（以下「監視システム」という。）に接続することを目的とする。

3 履行場所及び数量

（１）自動測定装置購入等 ３台（別紙１のとおり）

北海道千歳市（別図１のとおり）

（２）監視システム接続作業（別紙１のとおり）

北海道札幌市

4 履行期限

契約日の翌日から令和７年２月１４日まで

5 業務の内容

（１）自動測定装置は、監視システムに搭載されているプログラム（リオン製XZ－B2 Server Program。以下「監視プログラム」という。）の機能と互換性があるものとする。

（２）自動測定装置の構成

別紙２のとおり

（３）自動測定装置の概要

ア 自動測定装置の騒音計部は、計量法（平成４年第５１号）に基づく検定及び形式承認を受けた精密騒音計で、常時観測目的とするためマイクロホンは専用コードを延長した状態で検定に合格することが可能であること。

イ マイクロホンシステムは、全天候ウインドスクリーンを有し、また、ヒーターを内蔵し、風、豪雨、雪及び高湿度（90％RHを上回る）環境下でも動作が保証され、使用可能であること。さらに、ウインドスクリーンを鳥獣害から保護するための処置を施すこと。

ウ 常時観測を目的とするため、マイクロホンには４種類以上の周波数を持つテスト音源を内蔵し、履行場所に設置したままで監視システムからの通信によりマイクロホンを含めた騒音計のレベルが確認可能であること。また、本体異常の検出を自動で校正が可能であること。

エ 騒音の測定範囲は、A特性音圧レベルで28～138dBをレベルレンジ切り替えなしで測定できること。

オ JIS C 1516：2020、JIS C 1509-1：2017クラス１、及びIEC 61672：

2013 クラス 1 の規格に適合していること。

カ VCCI クラス B 規格に適合し、妨害電波を出さないこと。

キ 上空音識別、移動音源判別用のデータを取得し、航空機騒音であるかその他の騒音であるかを識別することが可能であること。また、法線ベクトルによる 3 次元の音の到来方向観測が可能であること。

ク 上空音だけでなく飛行場から発生する地上音(単発騒音、準定常騒音)についても識別できること。

ケ SSR 2 次レーダー波を受信し、監視システム画面上で高度情報等が表示できること。

コ 測定したデータは、1 か月以上内部メモリ等に保存することができること。

サ 2 時間以上のバックアップ能力を持つ停電保証用電池を内蔵している、若しくは同等の能力を持つ外部電池を使用することにより、電源を確保すること。

シ 自動測定装置自体で GPS 機能等により時刻校正をすることが可能であること。

ス 監視システムからの指示を受け、観測データを通信回線により伝達することが可能であること。

セ 監視システム上で単発騒音、準定常騒音に関する各種帳票を表示、出力できるようにすること。

6 自動測定装置の購入等に係る設置作業

- (1) 自動測定装置の設置作業について、上記 3 の履行場所において設置してある既存の自動測定装置(リオン製 NA-37 3 台)を取り外し、新たに上記 5 の自動測定装置を令和 7 年 1 月 31 日までに設置し、正常に航空機騒音の測定ができるように校正等の調整を行うこと。
- (2) 新たに設置した自動測定装置について、既存の自動測定装置に使用している N T T デジタル回線を用いて監視システムとデータ通信ができるように接続すること。ただし、監視プログラムの機能を使用したデータ通信とすること。
- (3) 取り外した自動測定装置の機器類については、受注者の責任において必ず廃棄処分を行い、産業廃棄物管理票を提出すること。
- (4) 自動測定装置の設置作業等について、測定等の妨げにならないように作業し、欠測を最低限にすること。

7 監視システムの調整作業

- (1) 監視システムについて、上記 3 (2) においてデータ通信により収集された測定データを監視プログラムにより処理できるように調整すること。
- (2) 監視システムの調整について、既存の自動測定装置の測定やデータ収集等の妨げにならないように作業し、欠測を最低限にすること。

8 提出書類等

受注者は、本業務の実施に当たり契約後直ちに発注者と詳細な打合せを行い、次の書類を発注者の指定する期日までに提出すること。

- (1) 工程表
- (2) 設置図面
- (3) 管理者及び技術者等一覧
- (4) その他必要書類

9 作業者及び主任者

- (1) 受注者は、本業務の着手に先立って、作業者の名簿（主任者を明示）を監督官に提出すること。
- (2) 主任者は、本業務の履行に関し、必要に応じて監督官と業務内容について調整を行う。

10 検査、引渡し及び支払い

本業務は、仕様書等に基づく発注者の検査に合格をもって引渡し、業務完了とするので、受注者は、本業務が完了した際について、以下の書類を取りまとめ、検査官（発注者が本業務の検査を命じた者をいう。）に各 1 部を提出すること。

なお、支払いは本業務が完了し、引渡し後に完了払いとする。

- (1) 完了通知書
- (2) 引渡書
- (3) 騒音計検査済証
- (4) 航空機騒音自動測定装置の取扱説明書
- (5) 購入等業務報告書（作業写真を含む）
- (6) 産業廃棄物管理票
- (7) 納品書・（受領）検査調書（別紙 3 のとおり）
- (8) その他必要書類

11 保証期間

本業務において納入した物品の保証期間は、本業務完了の日から 1 年とし、期間内に生じた受託者の不備によるものについては、無償で修理するものとする。

12 注意事項

本業務を実施する際、物品に関し第三者が権利（特許権、著作権等）を有する場合は、使用の許可を得て行うこと。

13 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、作業の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

14 機能・性能

本業務で納入した物品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他発注者の意図

せざる変更が行われていないものでなければならない。

15 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、受注者として当然要求されることの注意義務をもって、円滑かつ適正な処理を行うこと。
- (2) 受注者は、仕様書に明記されていない事項であっても、本業務実施上当然要求される事項については、受注者の負担において実施すること。
- (3) 受注者は、仕様書に明記されていない事項であっても、監督官の指示があった場合は、本業務の履行について、監督官に報告すること。
- (4) 受注者は、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、監督官と協議のうえ、監督官の指示に従う。この場合、速やかに指示事項を書面にしたうえ、監督官の承認を得ること。
なお、再委託する相手方及び再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。
- (7) 受注者は、本業務の履行に関して再委託の承認を受けた場合において、再委託の相手方が再々委託を行うなど、複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名又は名称並びに再委託を行う業務の範囲を記載した書面を発注者に提出すること。
なお、当該書面の記載内容に変更が生じた場合も同様とすること。
- (8) 受注者は、業務関係書類の作成等を行うコンピュータについては、情報の流失について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。
なお、業務関係書類とは、本業務で作成する書類の一切を含むものとする。
- (9) 受注者は、本業務を実施する際、業務を行う上で国有地、私有地或いは建築物等に立ち入る必要がある場合は、発注者が当該国有地等の所有者等の承諾を得るものとする。
なお、自動測定装置設置等により、既設物等に損傷を与えた場合は、受注者が責任をもって原状復旧を行うこと。
- (10) 特約条項にこの基本条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによること。

履行場所一覧				備考
北海道防衛局（6）航空 機騒音自動測定装置購入 等業務	1	寿地区	北海道千歳市寿1丁目4番2	自動測定装置購入等 3台
	2	住吉地区	北海道千歳市住吉4丁目5番19号	
	3	都地区	北海道千歳市都268番地6	
	4	北海道防衛局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 北海道防衛局企画部防音対策課事務室内	監視システム

品目名	構成品（物品）	数量 (単位)	備考
航空機騒音自動測定装置	精密騒音計（検定付） （リオン製NA－39A又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）） （マイクロホンは、ヒーター及び4種類の周波数テスト音源を内蔵し、履行場所に設置したままで、監視プログラムからの通信により自動で音響校正が可能であること。）	3台	
	音到来方向識別装置 （リオン製AN－39D用又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	3台	
	SSR識別装置 （リオン製AN－39R又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	3式	
	全天候防風スクリーン （リオン製WS－13又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	3式	
	マイクロホン用ポール（SUS 2m） （リオン製POLE20KZ又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	3本	
	7Pマイクロホン延長コード（10m） （リオン製EC－04B又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	2本	
	7Pマイクロホン延長コード（30m） （リオン製EC－04C又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	1本	
	識別用延長ケーブル（10m） （リオン製EC－39D又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	2本	
	識別用延長ケーブル（30m） （リオン製EC－39D3RO又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	1本	
	SSRアンテナ用延長ケーブル（10m） （リオン製EC－39R又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	2本	
	SSRアンテナ用延長ケーブル（30m） （リオン製EC－39R300又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	1本	
	外部バッテリー （GSユアサ製PE12V17又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	3個	
	外部バッテリー接続ケーブル （リオン製NA391030又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。））	3本	

別記様式第 38 (第 40 条関係)

# 納入先			# 発送年月日			納品書・(受領) 検査調書			
# 契約者名 住所 会社名 代表者名			# 輸送方法			物品管理官官職氏名			
			# 発送駅			物品管理官命令年月日 (物品管理簿登記年月日)			
			# 分割納入						
# 調達要求番号			# 契約年月日			証書番号			
# 確認番号又は 認証番号			# 納期			同 上 付 与 年 月 日			
# 項目 番号	# 物品番号	# 会社部品番 号又は規格	# 品名	# 単位	# 単価	# 数量	# 金額	物品出納官 (物品供用官) (受領者) 受領数量	# 備考
検査指令番号			検査判定			検査結果及び物品管理官の受入命令(受領命令)に より受領した。 受入 年 月 日 受領 所 属 物品出納官 (物品供用官) 官 職 (受領者) 氏 名			
検査種類			納入年月日						
検査方式			検査年月日						
検査場所			検査所見						
上記のとおり検査結果を報告する。 年 月 日 所 属 検査官官 職 氏 名									
頁中の第 頁									

- (1) 納品書(受領) 検査調書(予決令第101条の9に限定する調書をいう。)として使用する場合は、(受領) 検査調書(納品書)の文字を抹消して使用する。
- (2) #印は納入業者で記入する。
- (3) 分割納入欄は、契約上の一括納入又は分割納入の区分および回数1/1、2/3の如く記入する。
- (4) 物品番号等は、仕様書に記載してあるものを記入する。
- (5) 数量欄は、納入先ごとの納入数量を記入する。
- (6) 検査所見等詳細に報告する必要がある場合は、別紙とすることができる。
- (7) 用紙寸法は日本産業規格A列4番とする。
- (8) 幕僚長等は、必要があると認めるときは、この様式に所要の事項を付け加え又は用紙の寸法を変更することができる。
- (9) 特別会計の場合、官側は備考欄に会計名等、参考となる事項を記載する。

自動測定装置購入等 3 台履行場所

- ① 寿 局 : 千歳市寿 1 丁目 4 番 2
② 住吉局 : 千歳市住吉 4 丁目 5 番 1 9
③ 都 局 : 千歳市都 2 6 8 番地 6

